

独立行政法人農林漁業信用基金農業信用保険業務運営委員会運営細則の改正（案） 新旧対照表

改 正 （案）	現 行
第 1 条 (略)	第 1 条 (略)
(議事)	(議事)
第 2 条 (略)	第 2 条 (略)
2 委員長は、自らの監督の下、前項の規定に基づく電子メールの送受信等の事務を、運営委員会の庶務を処理する <u>農業調整室農業業務推進課</u> に行わせることができる。	2 委員長は、自らの監督の下、前項の規定に基づく電子メールの送受信等の事務を、運営委員会の庶務を処理する <u>農業管理室調査企画課</u> に行わせることができる。
3・4 (略)	3・4 (略)

附 則

この細則は、令和元年9月 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。